審議会等の概要

審議会等の名称	川崎市情報公開運営審議会
根拠法令等	川崎市情報公開条例 第33条
設置年月日	平成17年4月1日
所 掌 事 務	(1) 公文書公開制度、個人情報保護制度、会議公開制度及びその他情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。(2) 公文書公開制度、個人情報保護制度、会議公開制度及びその他情報公開制度の充実などに関して建議すること。(3) 実施機関からの個人情報に係る諮問事項について調査審議すること。
委 員 数	1 5名
委員の構成	学識経験者、市民代表、団体代表
会議公開・非公開	公 開
非公開の理由	
事務局担当課	総務企画局 情報管理部 行政情報課 情報公開担当 電 話 044(200)2108 ファックス 044(200)3751
ホームページアドレス	